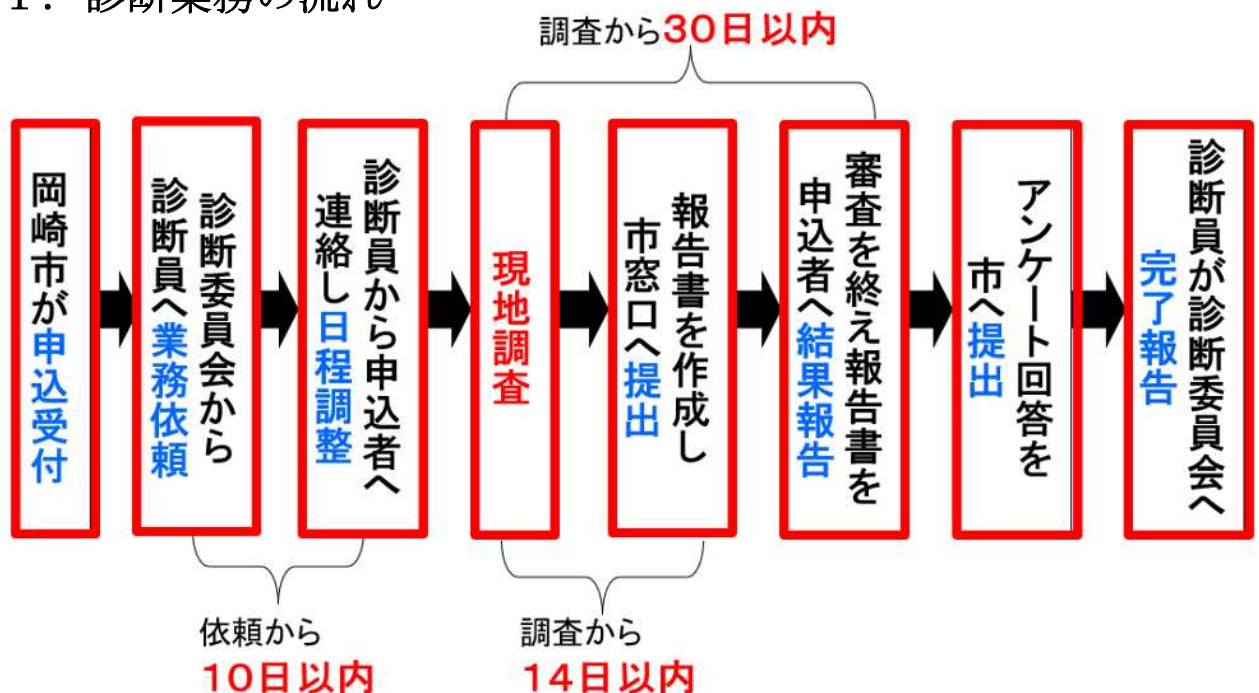


令和6年度 岡崎市耐震診断業務マニュアル

令和6年4月

1. 診断業務の流れ



・診断実施スケジュール

診断受付	診断依頼	診断実施期間（現地調査～結果報告）
前年度繰越分	4月下旬	5月上旬から5月中旬
4月分	5月上旬	5月中旬から6月末
⋮	⋮	⋮
11月分	12月上旬	12月中旬から1月末
12月分	1月上旬	1月中旬から2月末

①申込者へは耐震診断を依頼する月の中旬から順次診断が始まる旨のハガキを送付します。

②診断委員会からの依頼を受けた後、市住環境整備課窓口で診断申込書を受け取るか、市の担当者からの個人メールで診断申込書を受け取ってください。

・メールの送付先のアドレスは、担当の診断員だけが閲覧できるものに限りま。 (会社のアドレスはNG) 添付ファイルはパスワード付きで、パスワードをお知らせするメールはファイルとは別に送付されます。

・業務終了後は結果報告書にあわせ申込書のデータも消去してください。

・紙へ印刷した場合は、機密書類としてシュレッター等で適正に処理してください。適正に処理することが困難な場合は、住環境整備課へお持ちください。

③下記に該当する場合は速やかに市へご連絡ください。

- ・業務依頼を断りたい。
- ・申込者と10日経っても連絡がつかない。
- ・申込者より辞退や先送りの連絡を受けた。
- ・現地調査等でトラブルがあった。

- ④やむをえない事情を除き結果報告書の提出期限が守れない場合は、以後の診断依頼ができなくなることがあります。
- ⑤診断結果報告書の軽微な訂正は、担当診断員が市に受取に来る際に訂正該当ページ各3部と訂正内容が記載されたFAXを持ってきてください。

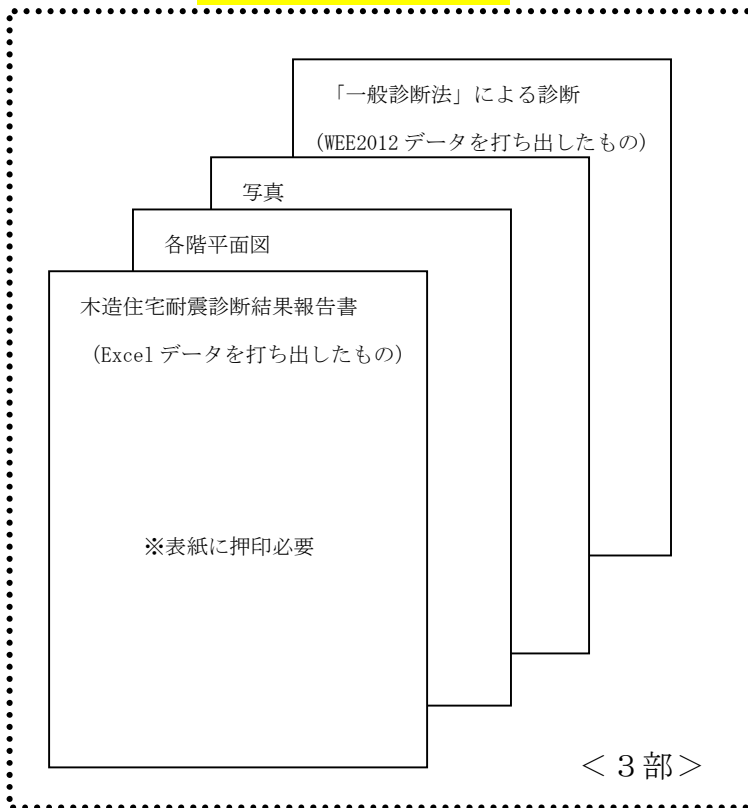
2. 書類提出までの流れ

・提出書類

- 木造住宅耐震診断結果報告書
(Excel データを打ち出したもの)
- 各階平面図
- 写真 (全景、室内、小屋裏、床下)
- 「一般診断法」による診断
(WEE2012 データを打ち出したもの)

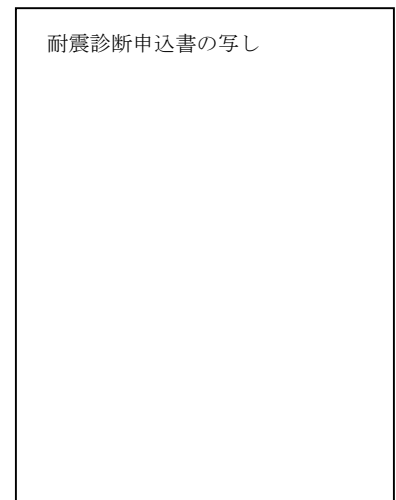
3部 作成し、クリップでまとめる。

※両面印刷禁止！！



- 耐震診断申込書の写し : **1部**
- ※1. 業務依頼時に申込書を市窓口で受理した場合
- ※2. メールで申込書を受理し、印刷した紙を適正に処理ができない場合

1部 返却してください。



<木造住宅耐震診断結果報告書>

岡崎市役所 住環境整備課のホームページから最新の「耐震診断報告書作成シート【岡崎市版】」（エクセルファイル）をダウンロードし記入して下さい。

【耐震診断報告書作成シート ダウンロード】

☆岡崎市ホームページ→事業者向け→建築・開発に関する情報→建築物耐震→「愛知県木造住宅耐震診断員の方へ」

・岡崎市のホームページで検索→ サイト内検索

3. 報告書作成後の流れ

- ・配布資料 02 の「フロー図」参照

4. 図面作成(調査内容をもとに各階平面図をCADで図面化する。)

- ・A4版またはA3版に入るように作成し縮尺は原則1/100とする。
- ・次の項目を記入(配布資料03参照)

- 室名と寸法
- 通し柱の位置
- 壁の仕様(外壁仕上げ、土壁の有無と厚み、内壁仕上げ、筋交い位置)
- 土塗り壁の評価
- 開口部凡例
- 方角
- X、Y方向
- 1/4のライン
- 増築部分は範囲、増築時期
- 添付写真の撮影方向
- 面積表

5. 予想震度・液状化危険度

- ・平成27年度業務からこれまで市内に該当がなかった**軟弱地盤区域(震度：6強以上かつ液状化危険度：極めて高い)**が、発生しました。報告書及びWee2012の入力にあたっては十分ご注意ください。
- ・平成27年度より診断申込書に震度及び液状化危険度を市で記入していますが、診断員ご自身でも下記「防災学習システム」より再度確認をしてください。
※震度及び液状化危険度分布の情報は、下記の方法により入手できます。
(1) 愛知県防災局HP ⇒ 「防災学習システム」

6. 注意事項

- ① 岡崎市からの業務依頼時に配布される申込書は、耐震診断依頼者の個人情報に記載されているため、厳重に管理してください。窓口配布した申込書は全て回収いたします。メールで受理した申込書を印刷した場合は、機密書類としてシュレッター等で適正に処理してください。適正に処理することが困難な場合は、住環境整備課へお持ちください。
耐震診断結果報告を行った後は、パソコン内のデータを消去してください。成果品以外の結果報告書や図面等を打ち出したものの全て消去してください。
- ② 現地調査時に対象条件を診断申込者聞き取り等により再度確認（条件に合わない場合、市へ連絡してください）
 - ・ 着手の時期（対象面積の過半以上が昭和 56 年 5 月 31 日以前）
 - ・ 建物所在地 ・ 建物所有者 ・ 接道
 - ・ 建物構造（混構造等は注意：梁の一部なら診断可）
 - ・ 併用住宅の場合は延床面積の過半以上が住宅
- ③ 建築図面等の借用はトラブルのないように
- ④ 「改訂第 4 版 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」及び「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」にもとづいて耐震診断を実施してください。一般診断法による診断プログラム（Wee）は下記の(1)(2)2つございます。どちらのプログラムで診断していただいても構いません。
 - (1) Wee2012（現在のバージョンは Ver1.2.0）（従来の Wee）
 - (2) Wee2012(Win10)（現在のバージョンは Ver2.1.0）（2021 年 5 月 17 日発行）→**精算法ルートは選択せず、四分算法を用いたルートで診断すること**
- ⑤ 耐震診断についての相談（プログラムや考え方について）
 - ・ 耐震診断委員会へ相談してください
- ⑥ Q&A も参考に
 - ・ 改訂第 4 版 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル P33～
- ⑦ 診断申込者から診断員の指定、または診断員から診断申込者の指定は不可です。
- ⑧ 家具の固定をすすめてください
- ⑨ 必ず現地にて申込者に診断結果の報告・補強のアドバイス
- ⑩ 概算工事費の金額について
 - ・ 耐震改修概算工事費は過去の耐震補強工事の㎡単価から割り出しているため、金額に開きがあります。あくまで概算費用ということをお伝えください。
- ⑪ 耐震化の促進
 - ・ 耐震改修工事の補助、所得税の控除、固定資産税の減額等が受けられることも説明し、耐震改修工事を行うように積極的に働きかけてください。

⑫ 営業活動について

- ・具体的な補強方法を求められた場合や、申請者から求められた場合には無料耐震診断業務との『区切り』を明確にした上で、可能な範囲で対応してください。